

様式 2

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	山梨県西部家畜保健衛生所
契約締結年月日	令和 3 年 4 月 1 日
契約者名	公益財団法人 山梨県子牛育成協会
契約名	山梨県死亡牛焼却業務委託契約
契約金額 (税込み)	3, 6 2 8, 1 0 2 円
随意契約理由	<p>県内の 48 ヶ月齢以上の死亡牛は、牛海綿状脳症（以下 BSE）対策特別措置法に基づく検査が義務づけられており（ただし死亡前に歩行困難又は起立不能を呈していなかった牛が満 96 月未満で死亡した場合を除く）、その検査実施後の死亡牛を保管・焼却する業務を県立八ヶ岳牧場内にある焼却施設で行っている。当該施設での業務委託内容としては、①死亡牛の受入れ、②保冷庫及び焼却炉への引込み、③焼却業務、④焼却灰の除去等で、施設自体の管理及び BSE 検査のための採材は 県（当所）が行うこととしている。死亡牛は BSE 等の家畜伝染病に感染しているおそれがあるため、その取り扱いには家畜伝染病に対する専門的な知識が必要である。また、①牛の死亡は事前に予測ができない、②何頭死亡するか予測ができない、③死亡牛は時間をおくと腐敗が進むためすぐに対応しなければならない等のため、年間を通じて死亡牛の受け入れ体制を維持しなければならない。公益財団法人山梨県子牛育成協会は平成 18 年度から指 定管理者として県立八ヶ岳牧場の管理運営を行なっている。また、当協会は専門的な知識を有する獣医師も勤務している組織であり、休日を含めた年間の受け入れ体制が可能である。県内にはこのような業務を行える民間業者は他にはないため、本業務の委託を当協会と締結する。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号